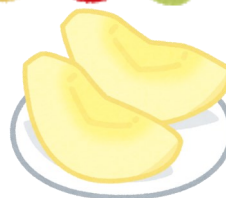


News Letter



Topics

- I 念願のセグウェイ乗車
- II 家賃支援給付金について
- III 建設業法改正 ～工期に関する基準が完成・実施へ
- IV 建設業許可～許可要件④【誠実性】～
- V つぶやき「秋といえば・・・？」

いつもお世話になりありがとうございます！

担当： 中村

～念願のセグウェイ乗車～

皆さま、「セグウェイ」をご存じでしょうか？
セグウェイとは、アメリカで開発された電動立ち乗り二輪車です。

先日、以前からやってみたかったことの一つである
セグウェイの乗車体験をしてきました！
操縦方法はとっても簡単で、乗り手の体重移動によって行います。
また、セグウェイは安定した位置をキープしてくれるので、
転倒の心配もありません。
そして、最高速度はなんと！時速20km出るそうです！
とても快適で楽しかったので、欲しくなっていました！！

残念ながら、現在はセグウェイの生産は終了してしまいましたが、
日本の各地で乗車体験はできるそうです！
皆さまもぜひ「セグウェイ」を体験してみてください(^_^)



家賃支援給付金について

「家賃支援給付金」とは、新型コロナウイルス感染症を契機とした緊急事態宣言などにより、売上の減少に直面する事業者の事業の継続をささえるため、地代・家賃(以下、賃料)の負担を軽減することを目的として、賃借人である事業者に対して給付金を給付するものです。

<給付の対象>

法人は、資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者が対象とされています。医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象となっています。

個人事業者は、フリーランスを含み、幅広く対象となっています。

<給付額>

申請日の直前1ヶ月以内に支払った賃料などをもとに算定された金額が給付されます。

法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円

<申請期間>

現在申請受付中で、期限は2021年1月15日までです。

手続きに関する詳しい情報は家賃支援給付金の公式サイト(<https://yachin-shien.go.jp/index.html>)をご確認ください。
申請手続きの代行をご希望の方はお気軽に弊社までご連絡くださいませ。(担当:大野)



〒450-6334 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋34F

行政書士法人名南経営

社員行政書士 荻野恭弘 ・ 社員行政書士 大野裕次郎 ・ 社員行政書士 原田 裕

◆TEL 052-589-2362 FAX052-589-2367 ◆web <http://gyousei-meinan.com/>

建設業法改正 ～工期に関する基準が完成・実施へ

改正建設業法第19条の5において「著しく短い工期の禁止」が規定されます。適正な工期設定ができていない場合には、建設業法違反となり、処分の対象になります。そのため適正な工期かどうかの判断基準として、中央建設業審議会において工期に関する基準の内容が審議されていました。そして令和2年7月31日に基準が出来上がり、実施が勧告されました。

- 《基準の概要》参考:国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000711.html より
- 第1章: 本基準を作成した背景や、建設工事の特徴、請負契約及び工期に関する考え方(公共、民間(下請契約含む))、本基準の趣旨及び適用範囲、工期設定に受発注者の責務
 - 第2章: 自然要因や休日・法定外労働時間、契約方式、関係者との調整、行政への申請、工期変更等、工期全般にわたって考慮すべき事項
 - 第3章: 準備段階・施工段階・後片付け段階の各工程において考慮すべき事項
 - 第4章: 民間発注工事の大きな割合を占める4分野(住宅・不動産、鉄道、電力、ガス)の分野別の考慮事項
 - 第5章: 働き方改革・生産性向上に向け、他社の優良事例を参考にすることが有効である旨
 - 第6章: 本基準を運用するうえで考慮すべき事項等

改正建設業法の施行はもう間もなくです。工期に関する基準を一読いただくことはもちろん、国土交通省HPに掲載されている事例も確認いただき、適正な工期設定ができるようにしましょう。
(担当:寺嶋)

建設業許可 ～許可の要件④【誠実性】～

【許可の要件④「誠実性」について】

許可を受けようとする者が

法人である場合においては、当該法人・役員等(非常勤含む)・施行令第3条に規定する使用人が
個人である場合においては、本人・支配人・施行令第3条に規定する使用人が

請負契約に関して「不正」又は「不誠実」な行為をする恐れが明らかでない必要があります。

★「不正な行為」

請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領、文書偽造等の法律に反する行為。

★「不誠実な行為」

工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為。

★建築士法、宅地建物取引業法等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分の日から5年を経過しない方である場合。

(担当:松裏)

行政書士法人名南経営 許認可チームスタッフ



「 秋といえば…? 」



★大野 裕次郎★

「栗きんとん」
そろそろ入手して
食べようと思ってます。

★松裏 浩子★

「さんま」
今年は食べることが
できるのか心配です。

★中村 桃子★

「サツマイモ」
鬼饅頭、芋けんぴ
サツマイモご飯…
なんでも好きです!

★片岡 詩織★

「ナシ」
好きな果物TOP3の
1つです!

★寺嶋 紫乃★

「紅葉」

